

## 「平成26年度 第3回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要

日 時	平成27年3月16日（月） 午前10時～正午
場 所	北館2階第3会議室
出 席 者	委員 岩尾 實（芦屋市自治会連合会） 新谷 勝彦（芦屋市商工会） 若林 敬子（芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会） 雑賀 潮美（美化推進員） 村上 卓志（美化推進員） 松岡 孝（美化推進員） 塩倉 清美（美化推進員） 関係機関 小牧 直文（芦屋警察署 生活安全課長） 行政関係者 近田 真（芦屋市市民生活部 経済課長） 山中 辰則（芦屋市市民生活部 環境施設課長） 事務局 大上 勉（芦屋市市民生活部 環境課長） 阿南 龍虎（芦屋市市民生活部 環境課係長） ※当日不参加の委員については、「委員名簿」を参照下さい。
事 務 局	市民生活部 環境課

第3回の会議では、「芦屋市市民マナー条例推進計画」に基づき、今年度を実施した「具体的な取組」を振り返りながら、翌年度以降の施策をより効果的に推進するためのアイデアやご意見をいただきながら議論を行いました。

※連絡会の中で使用した資料等については、別添資料を参照下さいますようお願いいたします。

### 1. 事務局あいさつ

省略

### 2. 報告事項

#### (1) 第2回の推進連絡会（11月21日）以降の啓発キャンペーン等について

市ホームページ (<http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/manahenshu.html>) 参照

#### (2) 芦屋市広報番組あしやトライあぐる「市民マナー条例」特集について

2月下旬に放送された番組をプロジェクターを用いて紹介しました。

#### (3) 芦屋市商工会製作の芦屋市PR動画「恋するフォーチュンクッキーver 芦屋」について

芦屋市商工会様を中心となり制作された動画（YouTube）に、芦屋市市民マナー条例の周知の一環として環境課職員が一部出演させていただいたことについて紹介しました。

芦屋市商工会ホームページ (<http://www.ashiya-net.or.jp/topics145.html>) 参照

#### (4) 啓発漫画チラシの紹介について

神戸芸術工科大学の協力のもと、4名の学生さんに参加いただいた。3月25日（水）に新聞折込にて配布するチラシを紹介するとともに、その他の作品についても市ホームページに掲載している様子をご覧いただいた。

上記（1）の市ホームページのほか、神戸芸術工科大学のホームページでも取組を紹介しています。

神戸芸術工科大学ホームページ (<http://www.kobe-du.ac.jp/2015/02/46686/>) 参照

#### (5) 自治会掲示板の活用について

市民マナー条例に関する掲示物を地域の現状に合わせて複数ご用意しましたので、自治会連合会の会議の中でもご紹介いただきますが、自治会掲示板に貼っていただく等、ご協力をお願いします。

#### (6) 阪急バス(株)のバス停のうち4か所にバス停付近でのマナー啓発看板を設置したことについて

喫煙禁止区域外のバス停付近では、立ち止まっても喫煙は禁止されていないものの、受動喫煙の観点やポイ捨てにつながるなどから、マナーとして喫煙を控えていただく趣旨の看板を市、芦屋市市民マナー条例推進連絡会及び阪急バス(株)の連名にて、啓発看板をバス停付近に4か所設置しました。今後、増設していくかについては、状況を見て判断してまいります。

### 3. 協議事項

#### (1) 委員（推進連絡会）の任期と継続のお願いについて

本連絡会の委員については、任期の定めがなく、年度ごとに改めて各所属団体に推薦のお願いをすることとしていましたが、美化推進員の任期が平成27年5月末で切れることに伴い、各団体への推薦依頼の時期を6月以降とさせていただくこととしました。

#### (2) 今年度の重点取組や継続事業等のチェック

別添「芦屋市市民マナー条例推進計画 第4章 施策の展開 具体的な取組一覧」参照。

**基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう**

**基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう**  
に関連したご意見等

・コミスクのイベント（お餅つき大会）の際に、チラシを配ったという報告があったが、効果はいかがなものか。コミスクは市内に9地区あり、広報紙を年2回全戸配布している。その広報紙の一角にでもマナー条例について載せると情報発信という意味での効果は大きいと思う。

・マナー条例ののぼり旗が景観上よろしくないという件について。10年ほど前に芦屋市のいろいろな通りに名称をつけるという企画があり、その会議にも参加していたが、マナー条例についても、周囲の環境に馴染むクオリティの高いものを設置してはどうか。通りの名称を決める際には、市民の方からの公募で行ったので、より愛着が生まれてよいと思うので、ぜひ参考にしては。

・啓発看板などについても、市からの提案ではなく、市民に提案を求める、というやりの方がよいと思う。

・戸数の多いマンション等では、地域からのチラシ等が戸数分は配布されないところもあり、マンション内の掲示板付近にチラシを置いてあつたりするが、あまり取られておらず、そのまま残っているようなこともよくある。マンションの方はあまり関心がないのか……。関連として、自治会等に加盟しないマンション等も増えており、地域からの情報が届かない市民もいることが課題である。

## 基本目標2 マナーを守る 美しい心を 子どもの頃から育もう

に関連したご意見等

・計画としては、子どもや教員への出前講座等のメニューが記載されていますが、コミスクの関係で学校によく行く機会があり、校庭解放の時間に安全見守人みたいな役目の大人を配置しているのですが、校舎の玄関等に砂が入ったりしているので、ほうきで掃いていると子どもが寄ってきて、「何してるの」と聞いてくるので「きれいにした方が気持ちいいでしょ」と言うと、子どももほうきを持ってきて、手伝ってくれるんです。大人がそんな姿を見せると子どもも興味を持ってきて、自然に行動するようになる。押し付けではなく、生活の中で自然に身につけさせるのがよいと思う。

・小学校3年生の時にマナー条例の内容を知ってもらう機会を作るという今後の目標はよいが、倫理観や道徳観等については、単発ではなく、子どもの頃からことあるごとに出てくるようにする必要がある。夏休みの課題でも出てくる、また、小学校だけでなく、中学、高校でも出てくるというように。反復・継続の地道な活動がマナー意識の向上には不可欠だと思う。

## 基本目標4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう

に関連したご意見等

・啓発キャンペーンに「うちわ」を使用したとあるが、うちわは配布した後にゴミになるのではないか。かばんに入るようなものであるべき。

#### 4. 来年度の取組について

来年度については、これまで委員の皆様からいただいたご意見を反映させるとともに、以下の（１）～（４）に取組んでまいりたいと考えております。

##### （１）ＪＲ芦屋駅など鉄道事業者との連携について

喫煙禁止区域での違反者の約８割が市外からの来訪者であり、市外の方への周知が大きな課題となっており、駅から出ると「喫煙禁止区域」であることを駅舎から出る前に知らせるための啓発物の設置等を含め、鉄道事業者の協力を得て進めて参ります。

##### （２）神戸芸術工科大学との連携の拡大について

平成２７年３月に新聞折込にて「市民マナー条例啓発漫画チラシ」を配布しますが、来年度についても、神戸芸術工科大学との連携を深め、市民マナー条例をわかりやすく、多くの方に知っていただくための取組を進めてまいります。

##### （３）各委員の所属団体等における取組の方向性について

この会議の柱でもあります、「市・市民・事業者との一体的な取組を進めていく」上で、効果的な周知啓発方法に対するご意見やアイデアを引き続きいただきながら、地域の中で取り組んでいたものや市と地域が一体となったキャンペーンやパトロールなどの具体的な取組を進めてまいります。

##### （４）他市との連携について

路上喫煙防止に関する条例を制定する自治体が全国でも増えており、阪神間においても増えてきている現状があります。各自治体ともマナーに関するキャンペーン等を個別に実施していますが、共通する内容については、例えばキャンペーンを同日実施する等、キャンペーンの効果を高めるための試みを検討するほか、情報交換の場を設ける等、近隣市との連携も深めて参ります。

#### 5. 次回の推進連絡会の日程について

第１回 ７月下旬を予定

以 上

<お問合せ>

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL : (0797)38-2050

担当 : 大上, 阿南